

【薩摩川内市商店街等賑わいPR事業支援補助金】

商店街等のPRにかかった
費用の一部を補助します



薩摩川内市では、商店街等の賑わい創出や集客を図るため、商店街等をPRする取組みに対し経費の一部を補助する制度を設けています。

補助対象者

市内に活動拠点を有する団体（構成員が5者以上で、市内の商工業者が含まれていること）

- 商店街や商店街振興組合
- 通り会（任意の団体でも可）
- 各業種等で組織された協会・組合など

※地区コミュニティ協議会や自治会、個人でのみ構成されている団体、商工業者が参加していない団体は補助の対象になりません。

補助対象要件

補助対象団体が自らのPRを行うために自ら企画して実施する事業

※下記に該当する場合は、**補助の対象になりません。**

- 宗教活動や政治活動、暴力団活動に該当する事業
- 国や地方公共団体との共催による事業
- 国や地方公共団体、民間団体などが実施する、他の制度による補助や委託を受けている事業
- その他公序良俗に反するなど、補助対象事業として適当でないと認められる事業

補助対象経費

- 印刷製本費（パンフレットやチラシの印刷費など）
- 消耗品費（のぼり旗の作成費など）
- 広告料（ラジオCM・出演費、雑誌掲載費など）
- 委託料（ホームページ制作・改修費など）
- 使用料・賃借料（PR道具のリース代など）

補助率と上限額

補助対象経費の3分の2以内（1,000円未満切り捨て）

1団体につき上限10万円（1回限り）

提出書類

市ホームページからご確認ください。

申請期限

令和6年12月27日（金）

問合せ先 薩摩川内市役所 経済政策課 経済グループ

0996-23-5111（内線5751～5753）

